

多気認定こども園基本計画



令和5年6月

多気町こども課

目 次

1. 計画地の概要	・ ・ ・	2
2. 多気認定こども園基本計画について	・ ・ ・	3
3. 既存園の現状分析		
(1) 既設園の概要	・ ・ ・	4
(2) 園児数の推移	・ ・ ・	4
(3) 施設の状況	・ ・ ・	4
4. 関係法令について	・ ・ ・	5
5. 施設整備計画		
(1) 基本方針	・ ・ ・	6
(2) 施設定員の決定	・ ・ ・	6
(3) 認定こども園の建設にかかる整備事項	・ ・ ・	7
6. 新認定こども園建設計画		
(1) 園舎建物及び敷地等の必要面積	・ ・ ・	11
(2) 園舎建物等の計画面積	・ ・ ・	13
(3) 建設予定地	・ ・ ・	15
(4) 建設スケジュール	・ ・ ・	16
7. 入札発注方式		
(1) 発注方式について	・ ・ ・	17

1. 計画地の概要

計画予定地 : 三重県多気郡多気町四疋田地内（天啓の里エリア内）

敷地面積 : 約 20,000 m²

地域地区 : 都市計画区域内（用途指定なし）
特定用途地区「天啓公園周辺地区」

建ぺい率 : 60%以下（風致地区：40%）

容積率 : 200%以下

道路高さ制限 : 1.25

隣地高さ制限 : 日影制限による

その他法規制 : 風致地区

接道 北側 : 建築基準法第42条1項2号道路（幅員：7.0m）

西側 : 建築基準法第42条1項2号道路（幅員：6.5m）

南側 : 建築基準法第42条1項1号道路（幅員：6.0m）

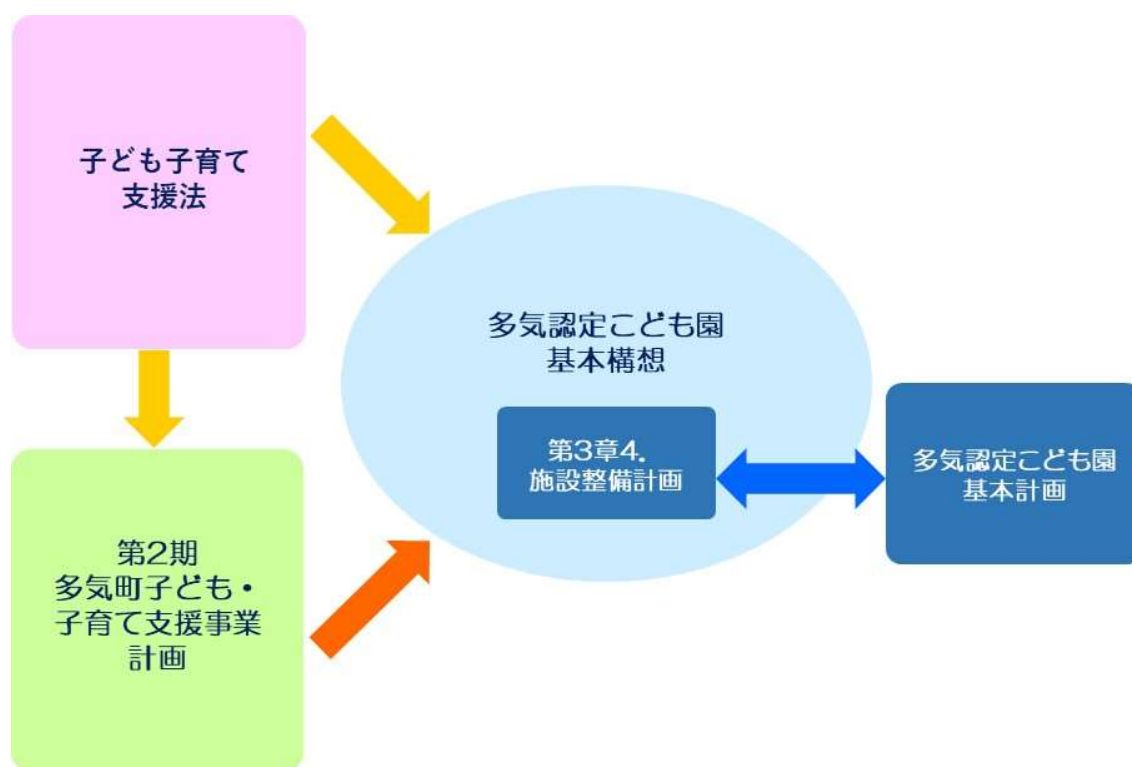
2. 多気認定こども園基本計画について

全国的に少子化が進むなか、多気町（以下：本町）においても子どもの数の減少が年々深刻化しており、集団生活を通じた子どもの育ちに対する憂慮など、地域によっては子どもの健やかな育ちに必要な集団規模を確保することが難しい状況になっています。また、町が運営する保育施設が築30年以上経過するなど老朽化についても懸念されています。

このような状況を踏まえ、これまでに多気地域の公立保育園3園（相可保育園、佐奈保育園、津田認定こども園）を統合し、認定こども園とすることが検討されてきました。

認定こども園の整備を進めるにあたっては、次代を担う子どものことを第一に、より質の高い就学前教育・保育を一体的に提供できる環境を整えつつ、保育施設の統合に向けて取組を推進していくために「多気認定こども園基本構想（以下：基本構想）」を策定し、認定こども園の整備を進めていくこととしています。

基本構想のうち施設整備計画の具体的な計画として、整備場所、整備方法、整備スケジュール、施設規模などを定めたこの「多気認定こども園基本計画」を策定するものです。



3. 既存園の現状分析

統合の象徴である、多気町にある3つの園（相可保育園、佐奈保育園、津田認定こども園）に関して利用状況及び園舎の状況等を以下のとおりまとめました。

（1）既存園の概要

	相可保育園	佐奈保育園	津田認定こども園
園児数（R5. 1. 1 現在）	170 名	65 名	28 名
定員	180 名	120 名	60 名
入所率	0. 94	0. 54	0. 47
建築年	平成 19 年	平成 3 年	平成 5 年
園舎の構造	木造	木造	木造
敷地面積	5, 291. 85 m ²	3, 579. 00 m ²	3, 770. 22 m ²
園舎面積	1, 683. 77 m ²	783. 22 m ²	563. 76 m ²
園庭面積	2, 711 m ²	1, 109 m ²	1, 421 m ²
床面積	保育室 1 室あたり	60. 00 m ²	46. 37 m ²
	遊戯室	177. 00 m ²	115. 93 m ²
		102. 68 m ²	

（2）園児数の推移

令和 5 年 6 月に策定した多気認定こども園基本構想の園児数の推移にも記載のあるとおり、在園児童数は地域によって偏りがみられますが、就学前の児童数は減少傾向にあります。

（3）施設状況

相可保育園が築 16 年、佐奈保育園が築 32 年、津田認定こども園が築 30 年になります。特に、佐奈保育園と津田認定こども園については老朽化が進んでおり、遊具等の設備とあわせて維持管理に大きなコストがかかっています。

4. 関係法令について

関係法令について、標準的に以下の法令の検討が必要です。

- ① 建築基準法・同施行令
- ② 消防法・同施行令
- ③ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
(バリアフリー新法)
- ④ エネルギー使用の合理化に関する法律

加えて、当該地区については、⑤風致地区及び⑥特定用途制限地域の指定があります。

⑤ 風致地区

許可を要する行為	許可基準
1. 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	イ. 仮設建築物一構造が容易に移転又は除去可能なもの。 ロ. 地下建築物一位置、規模、形態及び意匠が風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ハ. その他の建築物 ①高さが地上から 15m以下であること。 ②建ぺい率 40%以下 ③壁面後退距離 道路の部分から 2 m 以上 その他の部分から 1 m 以上 ④建築物の位置、形態、規模及び意匠がその土地の風致と不調和でないこと。 ニ. 仮設工作物 上記イに準ずる。 ホ. 地下工作物 上記ロに準ずる。 ヘ. その他の工作物 位置、形態、規模及び意匠がその土地の風致と不調和でないこと。
2. 建築物その他の工作物の色彩の変更	変更後の色彩がその土地の風致と著しく不調和でないこと。
3. 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	イ. 木竹が保全され、緑地率が 20%以上 ロ. 土地の面積が 1 ha を超える場合は、高さが 5 m を超えるのりを生ずる切土及び盛土を伴わないこと。また、あらかじめ指定した樹木を伐採しないこと。
4. 水面の埋立て又は干拓	行為後の地貌がその土地の風致と著しく不調和でないこと。
5. 木竹の伐採	イ. 木竹の伐採は必要最小限に留めること。 ロ. 森林の択伐。 ハ. 伐採の成林が確実な 1 ha 以下の皆伐。
6. 土石の類の採取	採取の方法が露天掘りでないこと。
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	植栽等による必要な修景措置が行われること。
○屋外広告物の設置	・ 自家用広告物等は基準面積以下であること。 ・ 一般広告物については、掲出不可。 ・ 既許可物件については、残存許可期間の期間満了の日まで。

⑥ 特定用途制限

「天啓公園周辺地区」…保育園については制限なし。

上記は主に建物の建築に係る法令のため、その他必要となる法規についても検討を要します。

5. 施設整備計画

(1) 基本方針

保育環境の充実に向けて、次の点を基本方針として計画を検討するものとししました。

- ① 子どもの屋内外での活動について安全に利用できる施設
 - ・地震や台風など、災害時の安全性を備えた施設とする
 - ・屋内外での子どもの遊びや生活の安全面を考慮した施設とする
 - ・安全・衛生・健康に配慮した施設とする
- ② 子どもが楽しく通える魅力のある施設
 - ・子どもの自立心・好奇心・学びを育むことができる施設とする
 - ・園児、職員、保護者等が安全に通園できるスペースや動線が確保された施設とする
 - ・子どもが、多様な価値観を共有できる施設とする
 - ・質の高い保育における多様なニーズに対応できる施設とする
- ③ 子どもと親、「今」と「未来」をみんなでささえる、地域の力を活かせる施設
 - ・保護者や地域など、地域住民が交流でき、地域全体が連携できる施設とする
 - ・子育てに関わる多様なニーズに対応し、機能性にあふれた施設とする
- ④ 維持管理に配慮した長く使い続けていける施設
 - ・日常の保守点検等を考慮した、長期に渡って維持管理しやすい施設とする
 - ・長く使い続けることにより、地域に密着した愛される施設とする

(2) 施設定員の決定

利用見込みについて、「多気町の就学前児童数の推移」と令和5年3月末の利用実績等から推定し、利用定員を決定しました。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員 (うち1号認定枠)	30人	40人	50人	50人 (10人)	50人 (10人)	50人 (10人)	270人 (30人)

※1号認定枠：町内在住の満3歳以上で幼児教育を希望する子供

「多気認定こども園基本構想 令和5年6月」より

(3) 認定こども園の建設にかかる整備事項

① 共通整備事項

- ・子どもの年齢に即した環境整備
- ・日常の保守管理等を考慮し、維持管理が適切にできる施設整備
- ・実際に使用する職員及び園児父兄等の意見を取り入れた施設整備
- ・園児・職員・保護者等のスムーズな動線を考慮した施設整備
- ・子どもの安全・安心を考慮した環境整備

(全体が見渡せる職員室の配置、柵等の設置、駐車場から施設への動線整備等)

- ・施設のバリアフリー化

次の時代を担う子どもを安全で安心して育てることのできる生活環境整備を目指す。保育園利用者の保護者においては、乳幼児連れの方や妊婦の方など、その中でユニバーサル社会の実現に向け「妊産婦」及び「乳幼児連れ」を対象とした「子育てバリアフリー」が求めます。

- ・施設の省エネルギー化

既設3園の統合にあたり、Low-E 複層ガラスや高断熱材などの外皮性能の強化や省エネルギー対策としてLED照明器具や高効率空調機器の導入し、保育園運営にかかるエネルギーの削減を図り「ZEB Ready」を目指します。また、「見える化」のため消費エネルギー量や発電量等の表示装置を設置し、幼児への環境教育に繋がります。

② 詳細整備事項

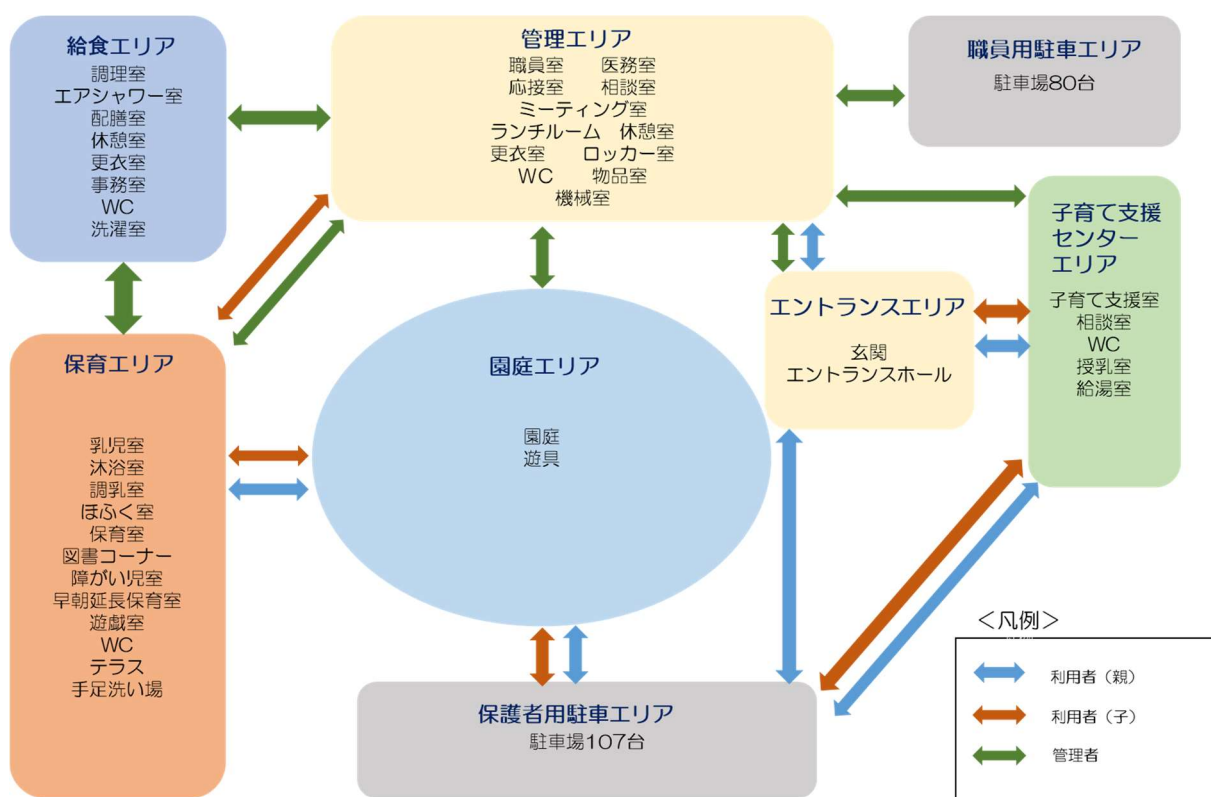
エリア	施設構成	
	室名	各室の概要
保育 エリア	乳児室（0歳児）	・明るく風通しを配慮した配置とする。 ・保育室はテラスを介し、園庭に接している。 ・部屋を分けることができる仕様とする。 ・洗濯室を近接する。
	沐浴室	・沐浴ユニットを設置し、体を清潔にする等に使用する。
	調乳室	・調乳ユニットを設置し、ミルクを調乳する等に使用する。
	ほふく室（1歳児）	・明るく風通しを配慮した配置とする。 ・ほふく室はテラスを介し、園庭に接している。 ・部屋を分けることができる仕様とする。 ・テラス付近に手足洗い場を設ける。
	保育室（2歳児）	・明るく風通しを配慮した配置とする。 ・室内に手洗い場を設ける。 ・保育室はテラスを介し、園庭に接している ・部屋を分けることができる仕様とする。 ・テラス付近に手足洗い場を設ける。

保育室（3歳児）	・明るく風通しを配慮した配置とする。 ・室内に手洗い場を設ける。
保育室（4歳児）	・保育室はテラスを介し、園庭に接している。 ・テラス付近に手足洗い場を設ける。
保育室（5歳児）	
障がい児室	・明るく風通しを配慮した配置とする。 ・保育室はテラスを介し、園庭に接している。 ・部屋を分けることができる仕様とする。
早朝延長保育室	・早朝延長保育室はテラスを介し、園庭に接している。 ・職員室に近接して設ける。 ・駐車場から近いアプローチとする。
遊戯室（A）	・舞台を設置する。 ・多目的に利用できるようパーテーション等を設置できる仕様とする。 ・食事の場として使用できるよう調理室を隣接させる。 ・床は子どもたちの怪我を防止できる素材にする。 ・各行事等の利用のしやすさを考慮し、アプローチを別途設ける。また、外部から直接出入りできる仕様とする。 ・行事等に使用する物品を収納する物品庫を隣接して設ける。
遊戯室（B）	・簡易な遊具を設ける。 ・マット運動等の軽い運動ができるものとする。 ・床は子どもたちの怪我を防止できる素材にする。 ・遊具等を収納する物品庫を隣接して設ける。
図書コーナー	・床仕上はカーペット等を使用し区別する。 ・造り付けの本棚を設ける。
和室	・茶道、かるた遊び等の文化及び教育使用に配慮したものとする。 ・畳敷とする。
子育て支援室	・授乳コーナーを設ける。 ・早朝延長の保育に使用できるものとする。
トイレ等水回り	・1歳児の保育室にはトイレを隣接させること。 ・2歳児以上は2部屋に1室の割合で設置すること。 ・トイレは明るい空間となるよう配慮する。 ・遊戯室Aには大人用、幼児用のトイレを近接する。 ・子育て支援室には大人用、幼児用のトイレを設ける。 ・職員専用のトイレを設ける。

		・調理室専用のトイレを設ける。
管理 エリア	職員室・医務室	・園舎の中心とし、かつ園庭が見渡せる箇所への設置とする。 ・書類保管のための書庫を設置する。 ・玄関に近接する。 ・医務室は保育士が事務作業中にも目が届くものとする。 ・面積は職員室 270 m²、医務室 50 m²程度とする。
	相談室・応接室	・保護者や来客との面談に使用するものとする。 ・部屋を分けることができる仕様とする。
	職員休憩室	・職員が休憩に使用するものとする。
	ミーティング室	・職員が会議等に使用するものとする。
	更衣室・ロッカー室	・男性用と女性用を設ける。
	多目的室	・職員が昼食時に使用するものとする。
給食 エリア	調理室	・配膳がしやすい位置に配置する。 ・屋外の食材搬入路や調理室内の効率的な動線を配慮する。 ・食育に活かせる工夫をする。 ・検収室、下処理室、エアシャワー室、調理室、洗浄室、配膳室、休憩室、更衣室、事務室、洗濯室を設置すること。 ・お湯が出ることとし、オール電化ではなくガスとすること。
エント ランス エリア	玄関	・防犯カメラを設置し、安全対策に万全を期すこと。 ・段差のないバリアフリーに対応したものとする。 ・子供の気配を感じられる明るい空間とする。
園庭 エリア	園庭	・園児が十分に体を動かすことができるスペースを確保すること。 ・乳児と幼児を区分分けし、安全確保されたつくりとする。 ・園庭については 4,000 m²以上を確保すること。 ・フラットな部分だけでなく、高低差や段差を設けたスペースを設ける。 ・遊具は発達段階に応じて適切な種類、数、設置位置とする。 ・管理（土の入れ替え等）を配慮した工夫をする。 ・幼児用の園庭には屋外トイレを設置すること。 ・農業体験を行える場所（畑）を設置すること。
プール エリア	プール	・既製品のプールを設置する。 ・プールは乳児用、未満児用、幼児用を別に設ける。 ・日当たりの良い場所に配置する。 ・使用後のプールの排水について工夫すること。

駐車場 エリア	駐車場	・送迎時の動線、歩行者の安全確保に配慮された駐車スペースとすること。 ・送迎用の駐車場(107 台)と職員用の駐車場(80 台)は分けて配置する。 送迎用の駐車場は 1 台当たりのスペースを通常より広めに設ける。又 思いやり駐車場(2 台)と屋根付き駐車場(5 台以上)を設ける。
------------	-----	--

③ 各エリアのダイアグラム



6. 新認定こども園建設計画

(1) 園舎建物及び敷地等の必要面積

園舎の面積について「幼保連携認定保育園こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」の第4条～第7条に基づき、園舎の面積、園庭の面積、職員数を算定しました。

① 園舎の学級数と必要面積

室名	定員	学級数	基準面積 (1人当たり)	必要面積
0歳児	30人	1	3.3㎡	99㎡
1歳児	40人	2	3.3㎡	132㎡
2歳児	50人	2	1.98㎡	99㎡
3歳児	50人	2	1.98㎡	99㎡
4歳児	50人	2	1.98㎡	99㎡
5歳児	50人	2	1.98㎡	99㎡
合計	270人	11		

定員を基に各部屋の面積を計上すると上記の表のとおりとなります。

② 園舎の面積

a. 園舎の面積

学級数	基準面積
1学級	180㎡
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ ㎡

上記の算定式より

$$320 + 100 \times (11 - 2) = 1220 \text{ ㎡}$$

b. 保育室又は遊戯室の面積

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき1.98㎡以上

上記の算定式より

$$50 \times 1.98 = 99 \text{ ㎡}$$

c. 乳児室又はほふく室の面積

乳児室	満2歳未満のほふくしない子ども1人につき1.65㎡以上
ほふく室	満2歳未満のほふくする子ども1人につき3.3㎡以上

上記の算定式より

$$\text{ほふく室} : 70 \times 3.3 = 231 \text{ m}^2$$

※満2歳未満児をほふくする子ともで計算しました

$$\text{園舎の必要面積は} \quad \underline{a + b + c = 1550 \text{ m}^2}$$

③ 園庭の面積

a. 園庭の面積

満2歳以上の子ども1人につき3.3 m ² 以上

上記の算定式より

$$200 \times 3.3 = 660 \text{ m}^2$$

b. 園庭の面積

学級数	基準面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$

+

満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき3.3 m ² 以上
--

上記の算定式より

$$400 + 80 \times (6 - 3) = 640 \text{ m}^2$$

$$50 \times 3.3 = 165 \text{ m}^2$$

$$\text{計 } 805 \text{ m}^2$$

$$\text{園庭の必要面積は} \quad \underline{a < b \text{ により } 805 \text{ m}^2}$$

④ 職員数

室名	職員基準 (基本構想による)	職員数
0歳児	園児 3人に1人	10人
1歳児	園児 5人に1人	7人
2歳児	園児 6人に1人	9人
3歳児	園児 20人に1人	3人
4歳児	園児 25人に1人	2人
5歳児	園児 25人に1人	2人
合計		33人

(2) 園舎建物等の計画面積

① 計画諸室

階数	名称	部屋数(室)		部屋面積(㎡)		備考
		計画	必要	計画	必要	
1 階	乳児室（0歳児）	3	1	120	99	40㎡*3室
	沐浴室			48		16㎡*3室
	調乳室			48		16㎡*3室
	ほふく室（1歳児）	4	2	200	132	50㎡*4室
	保育室（2歳児）	4	2	200	99	50㎡*4室
	保育室（3歳児）	3	2	180	99	60㎡*3室
	保育室（4歳児）	3	2	210	99	70㎡*3室
	保育室（5歳児）	3	2	210	99	70㎡*3室
	障がい児室	1		50		
	早朝延長保育室	3		180		60㎡*3室
	遊戯室（A）	1		400		
	遊戯室（B）	1		100		
	図書コーナー	1		20		
	和室	1		50		
	職員室・医務室	1		270		
	相談室・応接室	1		40		
	子育て支援センター	1		100		
	調理室	1		400		
					2,826㎡	
2 階	保育室予備					
	職員休憩室	1		50		
	ミーティング室	2		100		50㎡*2室
	更衣室・ロッカー室	1		80		
	多目的室	1		50		
					280㎡	
3,106㎡ > 1,550㎡(園舎必要面積)						

② 園庭 (屋外遊技場)

未満児用 園庭 (小) 300 m²

幼児用 園庭 (大) 3,000 m²

+ 遊具設置 = 4,000 m² > 805 m²(園庭必要面積)

③ 駐車場

187 台（職員 80 台、保護者等 107 台）

$$80 \text{ 台} \times (2.5\text{m} \times 10\text{m}) + 105 \text{ 台} \times (3.0\text{m} \times 10\text{m}) + 2 \text{ 台} \times (3.5\text{m} \times 10\text{m}) = 5,220 \text{ m}^2$$

④ その他施設

屋外手足洗い場

屋外プール

屋外倉庫

遊具

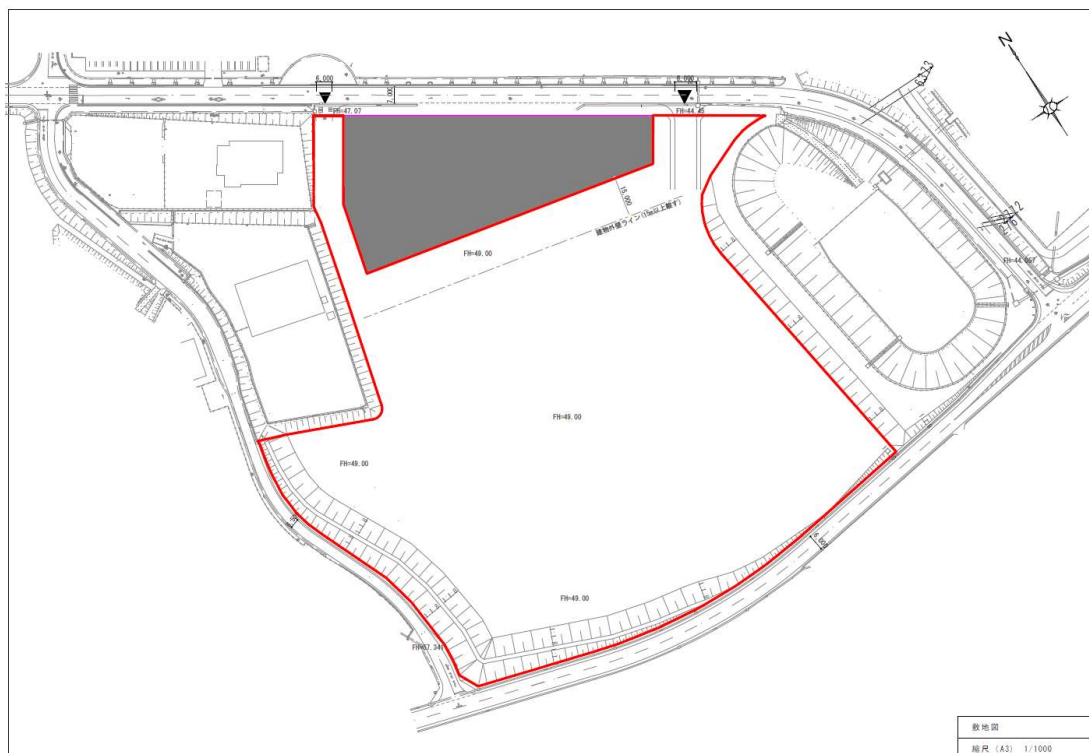
(3) 建設予定地

建設候補地：三重県多気郡多気町四疋田地内（天啓の里エリア内）

敷地面積：20,000 m²程度



敷地図



(4) 建設スケジュール

多気認定こども園整備スケジュール

	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度		
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
基本設計															
実施設計															
建築工事															
造成工事															



開園

7. 入札発注方式

(1) 発注方式について

設計及び施工における発注方式について、代表的な4つについて検討しました。

その結果、手法「設計・施工分離発注方式(2)」が、基本設計と実施設計を一括して行い、意図伝達や契約業務等が省けることにより工期の短縮が期待できることから、今回発注方式としました。

入札契約方式の概要				
手法	設計・施工分離発注方式(1)	設計・施工分離発注方式(2)	設計・施工・一括発注方式	詳細設計付工事発注方式
概要	基本設計	基本設計	基本設計	基本設計
	実施設計	実施設計	実施設計	実施設計
	施工	施工	施工	施工
	基本設計、実施設計、施工において、段階ごとに分離発注する方式	基本設計と実施設計を一括して発注し、実施設計に基づいて確定した仕様により、その施工のみを発注する方式	発注にあたり、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約等を契約の条件として提示した上で、構造物の構造形式や主要諸元も含めた基本設計、実施設計と施工を一括して発注する方式	構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した基本設計を基に、施工のために必要な実施設計と施工と一括して発注する方式
メリット	- 従来の発注手続きのためスムーズに行うことができる - 設計や工事の変更に対応できる - 現場の意見を取り入れやすい - 中小企業が入札に参加できる	- 基本設計の考え方が実施設計に十分反映することができる - 発注実績があるためスムーズに行うことができる - 設計や工事の変更に対応できる - 設計での意図伝達がないため工期短縮が期待できる - 現場の意見を取り入れやすい	- 設計段階から施工への配慮ができ、工期短縮が期待できる - 発注回数が少ない分工期短縮できる - 設計意図の工事への反映がスムーズに行える - 施工技術を活かした設計が可能 - 設計業者と施工業者が同じのため、施工におけるコストダウンが期待できる	- 設計段階から施工への配慮ができ、工期短縮が期待できる - 設計意図の工事への反映がスムーズに行える - 施工技術を活かした設計が可能 - 設計業者と施工業者が同じのため、施工におけるコストダウンが期待できる
デメリット	- 工事発注で不調になる場合がある - 基本設計と実施設計で業者が変わり、細部での差異が生じることがあり、意図伝達がうまくいかない場合がある - 設計、工事の発注にそれぞれ手続き期間が必要なため工期が長くなる	- 工事発注で不調になる場合がある - 施工技術のノウハウが活かしにくい	- 設計から工事までできる業者となるため、受注可能な業者が限定され、町内、県内業者の参加が厳しい - 変更対応がやりにくい - 予算計上時、設計費及び工事費の費用が把握しづらい - 最初に設計から工事までの価格で契約するため、変更による費用の増加や工期延長になる	- 基本設計と実施設計で業者が変わり、細部での差異が生じることがあり、意図伝達がうまくいかない場合がある - 変更対応がやりにくい - 設計から工事までできる業者となるため、受注可能な業者が限定され、町内、県内業者の参加が厳しい - 最初に設計から工事までの価格で契約するため、変更による費用の増加や工期延長になる



令和5年6月
多気町こども課
0598-38-1154